

平成 2 0 年 第 1 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 0 年 2 月 1 3 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成20年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	1
説明の為出席した者	2
職務の為出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 承認第1号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第3号)の専決処分について	3
提案理由の説明 松浦広域連合長	3
提案理由の詳細説明 高野事務局長	4
日程第4～日程第7 議案第1号～議案第4号 条例議案の上程	5
提案理由の説明 高野事務局長	5
日程第8・日程第9 議案第5号・議案第6号 予算議案の上程	8
提案理由の説明 松浦広域連合長	8
提案理由の詳細説明 高野事務局長	9
閉 会	13
会議録署名議員	14
参考資料	
議案等審議結果一覧表	16

平成20年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成20年2月13日（水曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階大会議室

◎議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 第 4 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
- 第 5 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 第 6 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第5号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 9 議案第6号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

◎出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 宮 田 和 夫 | 2番 真 下 三起也 |
| 3番 丸 山 和 久 | 5番 佐 藤 光 好 |
| 6番 大 和 溥 | 7番 山 田 隆 史 |
| 8番 山 崎 義 朗 | 9番 長谷川 正 博 |

10番	高橋敬	11番	隅田川徳一
12番	高橋総一郎	13番	上原和明
14番	藤生英喜	15番	石川眞男
16番	黒澤功	17番	山田光次
19番	川島洋		

◎欠席議員（2名）

4番	北村久瑩	18番	砂山芳夫
----	------	-----	------

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	副広域連合長	針ヶ谷照夫
事務局長	高野泰孝	事務局次長	土屋秀夫
総務課長	設楽修一	資格給付課長	岩佐信一
会計課長	青木哲		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記	林昌宏	議会書記	浦野英登
主幹	阿佐美忍	主幹	福井保次郎
主幹	信澤和秀	主幹	岡田義紀
主任	小林哲彦	主任	品田英俊
主任	吉井光久	主任	諏訪友二郎

◎開 会

午後1時35分

○ 議長（宮田和夫君）

これより平成20年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。
本日の議事日程は、第1号でお手元に配付したとおりであります。

◎開 議

○ 議長（宮田和夫君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、4番北村久瑩議員、18番砂山芳夫議員の以上2名であります。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮田和夫君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8 番山崎義朗議員、9 番長谷川正博議員、以上 2 名を指名いたします。

◎会 期 の 決 定

○ 議長（宮田和夫君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決まりました。

◎専決処分の承認について

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第 3、承認第 1 号「平成 19 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程となりました承認第 1 号「平成 19 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分について」、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、1 ページを御覧いただきたいと思えます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第 3 項の規定により御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

承認第1号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」、御説明申し上げます。お手元の議案書、8ページ及び9ページを御覧ください。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額4億9,515万2千円にそれぞれ4,712万9千円を追加し、5億4,228万1千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書により御説明申し上げます。14ページ及び15ページを御覧ください。

まず歳入でございます。1款「分担金及び負担金」は、構成市町村からの負担金で、4,461万4千円を追加するものでございます。

2款「国庫支出金」は、広域連合電算処理システムの運用に必要なサーバームの構築、電算処理機器の設置及びネットワークの設定等を実施するために必要な経費に対する国からの補助金で、251万5千円を追加するものでございます。続きまして16ページ及び17ページを御覧ください。

歳出につきまして、御説明申し上げます。まず2款「総務費」1項「総務管理費」の1目「一般管理費」でございます。

被保険者証等の作成業務及び被保険者からの問い合わせに対応するためのコールセンターの設置運営に係る経費として、4,478万5千円を委託料に追加するものでございます。2目「企画費」は、被保険者証に同封いたします制度紹介用しおり、医療機関への制度周知のためのポスター作成の経費として、234万4千円を印刷製本費に追加するものでございます。

この予算の補正につきましては、いずれも4月からの制度施行前に準備する必要があり、その契約について急を要したことから、19年12月26日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は通告がございませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がございませんので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決定しました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第４、議案第１号「群馬県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」から日程第７、議案第４号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

ただ今上程となりました議案第１号「群馬県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」から議案第４号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで、４議案の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の１９ページ、議案第１号「群馬県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」でございます。別冊説明資料の１ページを御覧ください。

この基金は、本広域連合の財政の健全な運営に資するため設置するものです。

主な内容としまして、第２条では、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

第３条では一般会計歳入歳出の決算上、剰余金が生じた場合に、その剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さずに、この基金へ編入するものと規定しています。この場合の編入する額は広域連合長が定めるとしています。

第７条では、基金の処分について、財政の健全な運営という目的のための経費に充てる場合に限り、全部又は一部を処分できると規定しています。

なお、この条例は附則により平成２０年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案書の２１ページ、議案第２号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」でございますが、別冊説明資料の２ページを御覧ください。

この基金は、平成２０年度に限り導入される被扶養者に係る保険料負担の激変緩和

措置による事業を実施するため設置するものでございます。基金の概要について、御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方につきましては、この制度加入後2年間は保険料の所得割額を徴収せず、また均等割額は2分の1に軽減されます。平成20年度においては、更に被扶養者に係る保険料負担の激変緩和措置が設けられ、20年4月から9月までは保険料を徴収せず、10月から21年3月までは均等割額が9割軽減されます。

この特例措置の財源につきましては、国の平成19年度補正予算において措置されており、平成19年度中に各広域連合に対し、後期高齢者医療円滑導入臨時特例交付金が交付されることになりました。そのための基金を設置するものでございます。

第2条では、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

第6条では、この基金で処分できる事項を2点規定しています。1点目としては、被扶養者の保険料に係る保険料負担の激変緩和措置による減額のための財源に充てる場合、2点目としては、激変緩和措置に関する広報活動に必要な費用、準備経費等の財源に充てる場合のいずれかに限り基金を処分できると規定しています。

この条例は、附則により公布の日から施行し、平成21年度末をもって効力を失うものでございます。

次に、議案書の23ページ、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございませう。別冊説明資料の3ページを御覧ください。

これは、職員以外の者が広域連合の機関の依頼等に応じ、公務を行った場合の旅費の支給において、より明確に規定するため改正をお願いするものです。職員以外の者としては、主に後期高齢者医療懇談会の委員、講師等を想定しております。

第1条第2項に職員等に支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるもの規定を追加しています。

この改正は附則により平成20年4月1日から施行するものでございませう。

次に、議案書の24ページ、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございませう。別冊説明資料の5ページを御覧ください。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をお願いするものでございませう。

今回の法律改正の主な内容としましては、職員が職務を完全に離れることなく、長

期にわたり仕事と育児の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務制度が導入されていることをごさいます。

育児短時間勤務制度では、月曜日から金曜日までに1日につき4時間又は5時間の勤務時間、又は月曜日から金曜日までのうちの3日間において1日につき8時間の勤務時間又は3日間の勤務日のうち1日を4時間の勤務時間を割り振る型があり、職員はこれら1週間あたり20時間から25時間までの勤務時間の形態を選択することができます。

それでは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をご説明申し上げます。別冊説明資料7ページを御覧ください。

主な改正内容につきましては、第3条第1項で週休日を月曜日から金曜日までの5日間において設けるものとし、同条第2項で1日につき8時間を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする、育児短時間勤務職員の勤務形態の特例をただし書で規定しております。

その他に第4条、第9条においても同様の条文の整理を行っています。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。別冊説明資料9ページを御覧ください。

主な改正内容につきましては、10ページの第3条に再度の育児休業をすることができる特別の事情として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合を追加しています。

第9条に育児短時間勤務をすることができない職員として、非常勤職員、臨時的に任用されている職員、配偶者が育児休業している職員等を規定しています。

第10条に育児短時間勤務の終了後1年を経過する日以前に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しています。

第12条に育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続を、第13条に承認の取消事由をそれぞれ規定しています。

これらの改正は、附則により公布の日から施行するものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明は終わりました。これより上程中の議案4件に対する質疑に入ります。質疑は通告がございませんので、質疑を終わります。

これより上程中の議案4件に対する討論に入ります。討論は通告がございませんので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長(宮田和夫君)

次に、日程第8、議案第5号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について及び日程第9、議案第6号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長(松浦幸雄君)

ただ今一括上程となりました議案第5号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。お手元の議案書、31ページを御覧ください。

まず議案第5号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3,798万8千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を1千万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

それでは、議案書51ページを御覧いただきたいと思います。議案第6号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,596億3,678万9千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を100億円と定めるものでございます。

この特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が実施されるに伴い、その制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して新たに設けたものでございます。

歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれていますが、被保険者からの保険料が約1割となっています。

歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございますが、この制度の開始にあたり、平成20年度決算において剰余金が発生する一方、平成21年度では財源不足になりますので、平成21年度への繰越財源を予備費に計上いたしました。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

まず「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、御説明いたします。お手元の議案書の32ページ及び33ページを御覧ください。

平成20年度一般会計の歳入歳出予算の総額は1億3,798万8千円でございます。それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。

まず歳入でございます。38ページ、39ページを御覧ください。

第1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、1億2,462万3千円でございます。第2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」で

は、保険料の不均一賦課に係る負担金でそれぞれ652万8千円でございます。

次に、歳出でございます。42ページ及び43ページを御覧ください。

まず第1款「議会費」は92万7千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び議会開催時の会場使用料でございます。

次に、第2款第1項第1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費1億1,765万7千円を計上してございます。

内訳の主なものでございますが、14節の建物賃借料1,454万円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤する職員の宿舍4戸分を確保する経費でございます。44ページ及び45ページを御覧ください。19節の市町村負担金は市町村職員人件費負担金12名分9,000万円でございます。なお、その他の12名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に措置してございます。

次に、第2目「企画費」でございます。後期高齢者医療懇談会の運営のための経費でございまして50万3千円を計上しております。

その他、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員会などの所要額を措置いたしております。

第3款「民生費」でございますが、28節の繰出金は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金1,305万6千円を特別会計に繰り出すものでございます。

予備費は前年度同額の500万円を措置してございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。予算書に基づきまして、御説明いたします。お手元の議案書の52ページ及び53ページを御覧ください。

平成20年度特別会計の歳入歳出予算の総額は1,596億3,678万9千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。まず歳入でございます。58ページ及び59ページを御覧ください。

第1款「市町村支出金」でございます。第1項第1目「事務費負担金」6億7,239万円は特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に対する市町村負担金の共通経費分でございます。

第2目「保険料等負担金」168億9,808万2千円は、市町村で徴収した保険料等143億1,036万6千円のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります。保険基盤安定負担金25億8,771万6千円でございます。

第3目「療養給付費負担金」121億9,875万円は、療養の給付等に要する費

用等の額の12分の1を市町村の一般会計において負担するものでございます。

続きまして、第2款「国庫支出金」でございます。第1項第1目「療養給付費負担金」365億9,625万2千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

第2目「高額医療費負担金」3億7,188万2千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を国において負担するものでございます。

第2項第1目「調整交付金」131億6,496万7千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1を国が交付するものでございます。

第2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」9,958万5千円は、広域連合が実施する健康診査事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、第3款「県支出金」でございます。第1項第1目「療養給付費負担金」121億9,875万円は、療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

第2目「高額医療費負担金」3億7,188万2千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を県において負担するものでございます。

60ページ及び61ページを御覧ください。第4款「支払基金交付金」664億8,568万円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として広域連合に対し交付するものでございます。

第5款「特別高額医療費共同事業交付金」5億6,442万9千円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

第6款「繰入金」1,305万6千円は、一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

64ページ及び65ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、第1款第1項第1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費6億7,326万1千円を計上してございます。

内訳の主なものとしては、12節の通信運搬費7,068万円は被保険者に対する医療費のお知らせや広域連合電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。

手数料4, 129万3千円は、特定健診データの管理及び被用者保険の被扶養者情報の提供に係る経費等を措置してございます。

13節の委託料4億1, 230万9千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等にかかる経費でございます。

14節の電算システム賃借料4, 489万2千円は広域連合電算システムに係るリース料等でございます。

19節の市町村負担金9, 000万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金12名分でございます。

次に、第2款「保険給付費」1, 563億3, 386万9千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料並びに66ページの葬祭費でございます。

66ページ及び67ページを御覧ください。第3款「財政安定化基金拠出金」5, 009万6千円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対する基金を国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出して設置するもので、その広域連合負担分でございます。

第4款第1項第1目「特別高額医療費共同事業拠出金」5億6, 443万円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

第5款「保健事業費」8億7, 705万円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

第8款「予備費」11億3, 787万7千円につきましては、保険料算定時に設定いたしました1, 000万円のほか、20年度の医療給付費等の支出が11箇月分となることにより生じる保険料収入差額相当分11億2, 787万7千円を合わせて予備費に計上してございます。これは、保険料を2年間の財政計画期間において均等に設定したことにより生ずる性格のものでありまして、平成21年度の財源となるものでございます。歳出につきましては、以上でございます。

よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明は終わりました。これより上程中の議案2件に対する質疑に入ります。質疑は通告がありませんので、質疑を終わります。

これより上程中の議案2件に対する討論に入ります。討論は通告がないので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これで、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長(宮田和夫君)

これをもちまして、平成20年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後2時7分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 宮 田 和 夫

議 員 山 崎 義 朗

議 員 長谷川 正 博

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成20年2月13日（水） 1日間】

事件番号	件 名	審議結果
承認 第1号	平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について	原案承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について	原案可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について	原案可決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第5号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	原案可決
議案 第6号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決